

山梨地方最低賃金審議会
令和2年度第1回 特定最低賃金合同専門部会 議事録

1 日 時：令和2年10月6日（火）午前10時30分～午前11時55分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：

電気部会　：公益代表　：石垣委員、伊藤委員、鷹野委員
 労働者代表：大森委員、小林委員、三輪委員
 使用者代表：一之瀬委員、菊地委員、佐藤委員

自動車部会：公益代表　：伊藤委員、岡松委員、鷹野委員
 労働者代表：雨宮委員、杉原委員、西海委員
 使用者代表：金井委員、川島委員、内藤委員

事 務 局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

4 議 事

（1）特定最低賃金改正の審議日程について

（2）資料説明

（3）基本的見解の発表及び改正審議

（4）その他

5 審議会内容

（賃金指導官）

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会、第1回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会及び第1回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の合同専門部会を開催いたします。

本日は、委員の皆様全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、本審議会は一般に公開をしており、事前に傍聴希望の公示を行いましたが、希望者はありませんでしたので併せて御報告いたします。

本日は、本年度最初の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の2、労働基準部長の田村から委員の皆様にごあいさつ申し上げます。

(労働基準部長)

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和2年度第1回特定最低賃金専門部会の合同専門部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

初めに、委員の皆様方の辞令につきましては、時節柄、机上配布とさせていただいております。御了承いただければと存じます。

さて、これから皆様に御審議いただきます、電気及び自動車関係の特定最低賃金につきましては、8月20日に開催されました第4回の本審におきまして、改正の必要性ありとの御答申を受けまして、同日、山梨労働局長から改正の諮問を行い、本部会の設置及び本日の開催に至ったものでございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の雇用情勢、経済情勢が大変厳しい中で、御審議いただくこととなり、委員の皆様には、難しい御判断をいただくこととなりますが、これまで長年築き上げてこられました関係労使の信頼関係の下で、御審議を円滑に進めていただきまして、是非全会一致で決定いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局といたしましても、皆様に円滑かつ十分に御審議いただけますよう、力を尽くす所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、本部会開催に当たりましての私からのごあいさつとさせていただきます。

(賃金指導官)

続きまして、各委員の紹介になりますが、お手元に委員名簿と配席表をお配りいたしておりますので、誠に恐縮ですが、これをもちまして御紹介に代えさせていただきます。

(賃金指導官)

続きまして次第の3に入ります。

最低賃金法第25条第4項の規定に基づき、部会長及び部会長代理を、公益委員の中から選出していただくこととなります。

いかがいたしましょうか。

(石垣委員)

公益委員の石垣でございます。

事前に部会所属の公益委員及び事務局で調整をしました結果、電気、自動車、いずれの部会につきましても、部会長を鷹野委員、部会長代理を伊藤委員にお願いしたいと思っております。

(賃金指導官)

ありがとうございます。

ただいま、公益の石垣委員から御提案がありました、電気、自動車、いずれの部会につきましても、部会長を鷹野委員、部会長代理を伊藤委員にお願いするとの御提案についてお諮りいたします。

いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(賃金指導官)

ありがとうございます。

それでは、全会一致で電気及び自動車部会、それぞれの部会長、部会長代理の選出がなされましたので、お手元の各専門部会の名簿の鷹野委員の左に二重丸を、伊藤委員の左に丸の記入をお願いいたします。

それでは、両部会の部会長となりました鷹野委員にごあいさつをいただきまして、以後の議事進行をお願いいたします。

(鷹野部会長)

部会長に選任されました鷹野です。よろしく申し上げます。

昨年度は、自動車につきましては、部会における2回の審議で全会一致の結論に至った一方で、電気につきましては、部会において4回審議するも全会一致には至らず、本審を開催しまして、多数決による結審となりました。

コロナ禍で、県内の経済情勢、雇用情勢は厳しい状況にあり、なかなか着地点を見出すのは難しいかもしれませんが、これまで築いてきた労使の信頼関係の下で、円滑かつ効率的に審議を進め、早期に結審することができるよう、委員の皆様の御協力をよろしく申し上げます。

【 議事(1) 特定最低賃金改正の審議日程について 】

(鷹野部会長)

それでは、議事に入ります。

「（１）特定最低賃金改正の審議日程について」、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは、説明いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、お手元に配布しております資料につきまして、御確認いただきたいと思います。

机の上に、労働局の封筒に入れております資料一式をお配りしております。

また、労働者側、使用者側各側から事前に御提出いただきました「基本的見解」を取りまとめたものを追加で机上配布させていただいております。

封筒の中には、本日の次第、配席図、名簿及び専門部会の日程（案）の他に何種類か資料がございます。

資料は、ユニクリップで止めてあります一番分厚い「審議資料」、それから、左上をホッチキス止めしてある資料で、「参考資料」、「関係規定・法令集」、「追加配布資料」の３種類の合計４種類となります。

それ以外に最低賃金のリーフレット及びチラシをお配りしております。

資料はお手元にお揃いでしょうか。

それでは説明を始めます。

お手元にお配りしております、「山梨地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会日程（案）」を御覧ください。

各委員の皆様におかれましては、御多忙の中、日程調整表の提出に御協力いただきましてありがとうございました。

御提出いただきました日程調整表によりまして、日程を調整させていただき、お手元にお配りしました案のとおり日程を決めさせていただきました。

改めまして、御了承いただきたいと思います。

なお、メールでも御連絡させていただきましたが、調整がなかなか難しく、結果的に一部の委員の方には、なかなか御出席いただけない日程となってしまったことにつきまして、この場をお借りしてお詫び申し上げます。

具体的な日程につきまして、申し上げますと、まず、電気の部会につきましては、第２回を１０月１５日、木曜日、午前９時３０分から、第３回を１０月１９日、月曜日、午前９時３０分からと設定させていただいており、この日までに結審いただくことを想定しております。

一方、自動車の部会につきましては、第２回を１０月１３日、火曜日、午後２時から、第３回を１０月２０日、火曜日、午前９時３０分からと設定させて

いただいております、この日までに結審いただくことを想定しております。

会場につきましては、いずれも、山梨労働局の1階の大会議室を予定しております。

第3回の部会までに結審に至らなかった場合につきましては、改めて、日程調整を行い、第4回の部会を開催することとなります。

また、結審には至ったものの、部会において、全会一致とならなかった場合につきましては、別途本審を開催する必要がありますので、この場合につきましては、本審の委員の皆様様の日程調整を別途行い、本年度第6回目の本審を開催することとなります。

さらに、部会において全会一致で結審した場合、または部会で全会一致に至らず、本審において改めて審議を行い、結審した場合、いずれの場合におきましても、結審後、特定最低賃金の改正について労働局長あてに答申をいただくこととなりますが、当該答申の要旨を公示した後、関係労使から異議申し出がなされた場合につきましては、本審の委員の皆様様の日程調整を行い、改めて当該異議申し出について審議する本審、いわゆる「異議審」を開催することとなります。

この異議審を開催する場合につきましても、別途本審の委員の皆様様の日程調整をさせていただくこととなります。

以上でございます。

(鷹野部会長)

ただいまの事務局からの説明に対して、何か御質問等がございますか。
よろしいでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(鷹野部会長)

それでは、今後、各部会につきましては、事務局から示された日程に従って開催していくこととします。

【 議事(2) 資料説明 】

(鷹野部会長)

次に、議事の「(2)資料説明」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、お手元にお配りしております、「山梨地方最低賃金審議会審議資料」、「参考資料」、「関係規定・法令集」及び「追加配布資料」の4つの資料を使用して説明させていただきます。

今回、初めて部会の委員に就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、最低賃金や最低賃金審議会につきまして、基本的なことも改めて説明させていただきます。

また、説明の後半では、各種調査結果につきまして触れさせていただきますが、時間の関係もあり、特徴的な部分のみコメントさせていただくことといたしますので、詳細につきましては、各資料を後ほど各自御確認いただきますようお願いいたします。

まず、地域別の最低賃金と特定最低賃金について説明させていただきます。

「参考資料」の1ページを御覧ください。

最低賃金につきましては、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金は、都道府県ごとに「県最低賃金」の名称で、47都道府県の各労働局長が決定しておりますので、47件の地域別最低賃金がございます。

山梨の場合は、「山梨県最低賃金」とされておりますが、この、地域別の最低賃金につきましては、原則として、産業や職業の種類を問わず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されることとなっております。

この「山梨県最低賃金」につきましては、山梨地方最低賃金審議会の本審及び専門部会におきまして、7月と8月に審議いただき、837円から838円に改定され、10月9日から発効することとなっております。

次に、特定最低賃金につきましては、「全国非金属鉱業最低賃金」の名称で全国を適用地域として厚生労働大臣が決定するものが1件と、「県業最低賃金」の名称で、各都道府県内の特定の産業について決定されているもの227件の合計228件があります。

それぞれ該当する産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定されて適用されています。

山梨県内を適用地域としております、山梨労働局長が決定する特定最低賃金としましては、お手元に配布しております「審議資料」の1ページをご覧くださいのですが、

「山梨県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車、同附属品製造業最低賃金」の2種類がございます。

皆様に御審議いただきますのは、この山梨県の電気関係の最低賃金と自動車関係の最低賃金になります。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金を上回るものとされており、現在の最低賃金額は、電気が1時間913円、自動車が1時間918円となっております。

次に参考資料に戻っていただき、5ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会の構成図になります。

この図の右側が特定最低賃金に関するものとなり、特定最低賃金検討委員会と特定最低賃金専門部会がございます。

次に参考資料の7ページを御覧ください。

特定最低賃金の改正の手続きが示された図になります。

特定最低賃金につきましては、関係労使からの申し出を受け、まず、労働局長が「改正決定の必要性の有無」について、最低賃金審議会に諮問を行います。

当該諮問を受け、審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正決定の必要性の有無について審議いただくこととなります。

これが、この図の上の段の点線で囲まれた部分となりますが、この検討委員会は、8月19日に開催され、「改正決定の必要性あり」との結論となり、その翌日の8月20日に開催されました最低賃金審議会の第4回の本審におきまして、労働局長あてに答申をいただきました。

この答申を受けまして、今度は、労働局長が特定最低賃金の改正決定について、同日に、改めて諮問を行わせていただき、本日から開催しております特定最低賃金専門部会におきまして、審議いただくこととなりました。

7ページの資料の図では、下の段の点線で囲まれた部分が専門部会における審議となります。

次に、専門部会における金額審議に当たりまして、一点、御留意いただきたい点を申し上げます。

先ほど、申し上げましたとおり、8月19日に開催されました特定最低賃金検討委員会におきましては、特定最低賃金につきまして、「改正決定の必要性あり」との結論に至り、労働局長あてに答申をいただき、これを受け、労働局長が金額の改定につきまして、諮問を行い、本専門部会が設置されております。

したがって、専門部会における審議につきましては、「特定最低賃金の改定を行う」、つまり、「+1円でも引上げを行う」ことが、基本的には大前提となることに御留意いただきたいと思います。

ただし、今、「基本的には」と申し上げましたのは、改正決定の必要性ありとしながら、金額審議におきまして、引上げ額が「0円、据え置き」となる、いわゆる「0円答申」の例が、全国的には過去にないわけではなく、平成20

年頃に10件ほどあったとのことでした。

参考資料7ページの図の説明に戻りまして、その後の流れですが、専門部会におきまして、特定最低賃金の改定額を決定いただき、労働局長あてに答申をいただきますと、当該答申の要旨を15日間公示いたします。

この15日間は、関係労使からの異議申出を受け付ける期間となっております。この期間中に異議申出がなければ、その後、官報公示を行い、30日経過後に改定額の効力が発生することとなります。

一方、異議申出がなされた場合には、先ほどの日程説明の際にも触れさせていただきましたが、当該異議申出につきまして、改めて、本審、いわゆる「異議審」を開催して、審議いただくこととなります。

異議審を経て、改定額が確定した後は、官報公示を行い、30日経過後に効力発生という流れになります。

なお、関係労使からの異議申出についてですが、山梨におきましては、地域別最低賃金につきましては、例年、異議申出がなされておりますが、特定最低賃金につきましては、例年、異議の申出はなされておられません。

次に参考資料の、少し飛びまして、15ページを御覧ください。

平成14年の中央最低賃金審議会の了承事項である「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」の概要が記載されておりますが、真ん中より少し上のにおきまして、「金額審議については、全会一致の決議に至るよう努力することが望ましい」とされております。

この点に御留意いただきまして、本専門部会におきましては、労使の御協力のもと、全会一致による決議をできる限りお願いしたいと存じます。

この全会一致に関係しまして、「専門部会の専決」につきまして説明させていただきます。

お手元に配布しております、今度は「関係規定・法令集」を御覧ください。

この「関係規定・法令集」につきましては、本年度の第1回の本審の際にもお配りしたのですが、今回、新たに専門部会の委員に御就任いただいた方がいらっしゃいますので、改めて配布させていただきます。

この規定・法令集の1ページを御覧ください。

これは、本年度における山梨地方最低賃金審議会の運営について定めた規定になります。

下から5行目になりますが、第1の2の(2)の工で、「専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限る」とされております。

この規定を踏まえまして、8月20日に開催されました第4回の本審におきまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の

決議とすること」につきまして、事前に決議をいただいております。

このため、専門部会の金額決議がそのまま山梨地方最低賃金審議会の決議となり、改定額の労働局長への答申に至ることとなります。

専門部会における決議が全会一致でなかった場合につきましては、本審の委員の皆様にも別途日程調整を行ったうえで本審を開催し、決定していただくこととなります。

続きまして、参考資料ではなく、審議資料の方の2ページを御覧ください。

これは、令和2年3月末日現在の最低賃金の全国加重平均額の一覧表になります。

地域別最低賃金につきましては、令和元年度の加重平均額は901円となっております。

朱書きで追加記入しておりますが、今年度の全国における地域別最低賃金の改定を踏まえ、加重平均額は、昨年度から+1円となり、902円となっております。

電気関係の特定最低賃金と自動車関係の特定最低賃金の欄には、朱書きで印を付けておりますが、電気関係の全国の加重平均額は888円、自動車関係は932円となっております。山梨では、電気の特定最低賃金は、全国の加重平均額より高く、一方、自動車の特定最低賃金は、全国の加重平均額よりも低い状態となっております。

次に資料の7ページを御覧ください。

平成21年以後の、全国における特定最低賃金の年内発効の状況の一覧表になります。

特定最低賃金の改定につきましては、年内発効を目指すこととされておりましたが、実際、そのほとんどが年内に発効されている状況となっております。

次に資料の9ページを御覧ください。

全国の各都道府県における電気関係と自動車関係の特定最低賃金の発効日を記載した一覧表になります。左側が電気関係、右側が自動車関係となっております。

山梨のところには、それぞれ朱書きで印を付けてあります。

山梨の電気を御覧いただきますと、発効日が令和2年1月12日となっております。昨年度は、電気につきましては、年内発効とならなかったことがわかりになると思います。

昨年度の審議状況を確認しましたところ、電気につきましては、専門部会における審議が難航し、専門部会を4回開催するも全会一致に至らず、11月に改めて本審を開催した経緯があったようでした。

次に資料の11ページを御覧ください。

いつ答申をいただくと、異議申出期間や官報公示の手続きに要する日数を考慮して、最短でいつ改定された特定最低賃金が発効となるかを一覧にした表となります。

この一覧表の一番右側を御覧いただき、年内ぎりぎりの12月31日に発効とするには、真ん中あたりの「答申」の列を御覧いただきますと、10月31日は土曜日となり、実際には答申をいただくことはできませんので、その前日の10月30日の金曜日までに答申をいただく必要があることとなります。

次のページは、1月または2月に発効となる場合の一覧表になっております。次に資料の13ページを御覧ください。

山梨県の特定最低賃金改正の推移で、平成元年から令和元年までの一覧になっています。

一番右側の列には、採決の状況につきましても、「白丸、全会一致」、「黒丸、使側全員反対」、「黒三角、労側全員反対」等と表しています。

多くは、白丸、全会一致となっていることがお分かりいただけると思います。次に15ページを御覧ください。

山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移の一覧表になります。

各年の引上げ額と引上げ率も記載してございます。

地域別最低賃金の引上げ額が0円または1円であった、平成14、15、16年、それから、平成21年と平成23年あたりが、コロナ禍にある今年度の審議の参考になるかもしれません。

ちなみに、平成14年は、平成12年から13年のITバブル崩壊と13年のアメリカ同時多発テロの後、平成21年は、平成20年のリーマンショックの後、平成23年は、東日本大震災の後の年となっております。

次に資料の17ページと19ページを御覧ください。

17ページが電気関係の最低賃金推移一覧表、19ページが自動車関係の最低賃金推移一覧表となります。

それぞれの一覧表の右側には、「未満率」と「影響率」も記載しております。

「未満率」とは、最低賃金を改正する前の段階で、最低賃金を下回っている労働者の割合で、一方、「影響率」とは、新しい最低賃金額に改正された後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合のことを言います。

最低賃金が引き上げられることにより、最低賃金額よりも賃金の低い労働者の数は増えることとなりますので、影響率は、未満率よりも常に大きな数字となります。

次に、追加配布資料の1ページと3ページを御覧ください。

これは、電気と自動車それぞれの、全国における「本年度の」改正状況を速報的に取りまとめた一覧表です。

9月末時点のものとなりますので、まだ、改正決定がなされた県は少ないですが、引上げ額、引上げ率及び地域別最低賃金の本年度の引上げ額との差などを記載してございます。

一覧表の中で、「部会結審日」の欄に朱書きで「改正せず」と記載していて、引上げ額が0円となっている県がありますが、これらの県は、特定最低賃金検討委員会において、「改正決定の必要性なし」となり、そもそも専門部会の審議を行わない県となります。

次に審議資料に戻っていただきまして、21ページからを御覧ください。

常用労働者の一人当たりの、平均の1箇月の所定内給与額と労働時間の推移になります。

山梨県が毎月公表しております、毎勤統計から、毎月の数値を拾いまして、令和元年1月から令和2年4月までを集計したのになります。

21ページが「全産業」と「製造業」、22ページが「E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業」と「E29 電気機械器具製造業」、23ページが「E30 情報通信機械器具製造業」と「E31 輸送用機械器具製造業」になっております。

ちなみに、「E28」などの記号は、日本標準産業分類の中分類を表しています。

4月までのデータとなっておりますが、その4月の数値を見ますと、22ページと23ページの電気、自動車関係のいずれの業種も、所定1時間当たりの給与額は前月から減少しております。

次に資料の25ページからを御覧ください。

昨年度の「賃金構造基本統計調査結果」の一部を記載したもので、25ページは全国の状況、26ページは、県内の電気と自動車関係の業種の状況を示しています。

一番右側の「時間換算額」は、所定内給与額を所定内労働時間で割ったものとなりますが、26ページを御覧いただきますと、電気機械器具製造業では、平成30年より令和元年の時間換算額が増加している一方、他の3つの業種では減少しております。

次に資料の27ページを御覧ください。

これは、本年度の最低賃金に係る基礎調査結果のうち、電気関係と自動車関係を取りまとめた表になります。

一番左側の賃金の階級の幅ですが、現在の特定最低賃金額近辺、具体的には911円から930円までにつきましては、1円刻みとしておりますが、その他の階級につきましては、10円刻みなどとしており、各階級の幅が一律ではないことにつきまして、御留意いただきたいと思います。

また、各欄の上の数字は、その階級までの累積の労働者数を、()内の数字は、累積の労働者数の全体に占める割合を表しています。

労働者数は、各階級の累積の数値となっていますので、上から下の階級に行くほど、この数値は大きくなり、一番下の「1201円以上」の階級の欄で、調査対象全体の労働者数となり、()内の比率も100%になっております。

なお、電気、自動車それぞれの最低賃金未満の階級部分につきましては、薄くグレーで色付けしてございます。

次に資料の28ページと29ページを御覧ください。

これは27ページの表の数字をグラフ化したもので、28ページが電気、29ページが自動車になります。

左側のグラフは各階級の人数を、右側のグラフは各階級における「累積人数」をそれぞれ表しています。

右側のグラフは、累積の人数ですので、右に行けば行くほどグラフが高くなっています。

電気、自動車、それぞれの左側のグラフを見ていただきますと、電気は913円、自動車は918円と、最低賃金額のところの一つの山があり、それより上の金額では、数字の切りがよい915円や920円のところに山があることが見て取れます。

次に31ページと33ページを御覧ください。

本年度の最低賃金に係る基礎調査結果に基づいた、電気と自動車、それぞれの未満率及び影響率の推定値となります。

それぞれ、現在の金額から1円刻みで930円までの影響率を記載してございます。

次に資料の35ページからを御覧ください。

今年度の「賃金改定状況調査結果」の概要になります。

37ページからの各表のデータは、AからDのランク別に記載がなされております。

今回、新たに専門部会の委員に御就任いただいた方もいらっしゃいますので、この「ランク」につきまして簡単に説明させていただきます。

地域別の最低賃金につきましては、全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が47都道府県を4つのランクに分けて、毎年、ランク別に地域別最低賃金額改定の目安を作成して、地方最低賃金審議会へ提示するという目安制度が設けられています。

山梨県につきましては、平成29年度以降、上から2番目のBランクにランク付けされております。

したがって、37ページからの資料を御覧いただく場合には、Bランク

の欄を御覧いただきますと、山梨の参考になるかと思えます。

37ページの第1表は、本年になってからの賃金改定を実施した事業所の割合が記載されております。

Bランクの製造業においては、表の中に赤丸を付けておりますが、53.2%の事業所が賃金改定を行わないとしています。

次に38ページの第2表を御覧ください。

賃金改定を行った事業所の平均の改定率が、引上げ改定を行った事業所における平均、引下げ改定を行った事業所における平均、改定を行わなかった事業所を含めた全ての事業所の平均の順にそれぞれ記載されています。

Bランクの製造業につきましては、表の中に赤丸を付けておりますが、全ての事業所の平均の改定率は0.1%となっております。

次に資料の40ページと41ページを御覧ください。

第4表の は、男女別の賃金上昇率を、第4表の は、一般労働者、パート労働者別の賃金上昇率を示しています。

41ページの第4表の を御覧いただきますと、表の中に赤丸を付けておりますが、Bランクの製造業におきましては、一般労働者の賃金は0.4%下降し、一方、パート労働者の賃金は1.4%上昇し、トータルでは、賃金上昇率は±0%となっております。

次に資料の45ページを御覧ください。

日本銀行甲府支店が9月10日に発表しました、「山梨県金融経済概観」の9月分になります。

景気判断の総論としましては、「県内景気は、持ち直しの動きもみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、きわめて厳しい状態にある。」とされています。

46ページからは、各項目別の状況が記載されておりますが、基調判断は、前回から、「雇用・所得」で悪化し、その他の項目では「横ばい」となっています。

資料の50ページを御覧ください。

生産について、業種別の状況が記載されておまして、電気機械については「弱めの動き」、電子部品・デバイスについては「高水準横ばい圏内で推移」、輸送機械については「大幅に減少した状態が続いているが、足もとでは幾分持ち直しの動きがみられる」とされています。

次に追加配布資料の方の5ページを御覧ください。

日本銀行甲府支店が発表しました、「企業短期経済観測調査」になります。

審議資料の方には、7月1日に発表されたものを入れてありますが、10月1日に発表されたばかりのものを追加資料という形で配布させていただきますし

た。

四角で囲まれている業況判断ですが、良いと回答した事業所から悪いと回答した事業所を差し引いた結果の構成比である「業況判断DI」の全産業の値が、マイナス39ポイントとなり、前回6月の調査から4ポイントの改善となっています。

しかしながら、次の6ページを御覧いただきますと、製造業、非製造業別の業況判断が記載されておりますが、製造業におきましては、「最近」の業況判断は、前回から「9ポイント悪化」して、マイナス46ポイントとなっています。

ただ、先行きの判断につきましては、前回調査から18ポイント改善して、マイナス24ポイントとなっております。

次に審議資料に戻っていただきまして、67ページを御覧ください。

甲府財務事務所が8月4日に発表しました、「最近の山梨県の経済情勢」になります。

68ページの総論の「総括判断」は、「県内経済は、一部に下げ止まりの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる」とされております。

個人消費、生産活動、雇用情勢等の各項目の判断につきましては、68ページの中央に、一覧表で記載されています。

69ページの実業活動の項目を御覧いただきますと、「車載向け電気機械を中心に生産が減少」、「製薬業界向け電気機械の受注が増加」、「緊急事態宣言解除後、国内向けは半導体製造装置関連を中心に受注が戻り始めており、海外向けについても引き合いが増加」などと記載されています。

次に75ページを御覧ください。

甲府財務事務所が9月11日に発表しました、「法人企業景気予測調査」になります。

「企業の景況」につきましては、79ページを御覧いただきますと、現状判断は、全規模・全産業ベースで「下降超幅が縮小」となっております。

前回調査時と比較して、景況が「上昇」と回答した法人の構成比から、「下降」と回答した法人の構成比を引いた数値が「マイナス6.9ポイント」と、依然マイナスではあるものの、前回調査時の4月から6月期の「マイナス61.8ポイント」からはマイナス幅が大幅に減少しており、企業の景況感が改善していることがわかります。

79ページの「表1」で、製造業を見てみますと、「プラス9.8」と、既に「上昇」超に転じていて、前回調査より、景況が上昇したと回答した企業が、下降したと回答した企業より多くなっています。

ただ、表1の下の、「参考 寄与の大きい業種」の表を見ますと、製造業では、電気機械器具製造業が「下降の寄与が大きい」欄に記載されており、詳細はわかりませんが、電気機械器具製造業では、景況感がプラスにはなっていないことがうかがわれます。

次に89ページを御覧ください。

8月31日に山梨県が発表しました、「山梨県鉱工業指数」の6月分になります。

91ページを御覧いただきますと、6月の概況が記載されております。

山梨県の鉱工業指数のうち、「生産」の指数と「出荷」の指数は、いずれも「前月」及び「前年同月」よりも低下となっております。

一方、「在庫」につきましては、「前月」及び「前年同月」よりも上昇となっております。

次に94ページを御覧ください。

主要産業の生産動向のグラフが記載されております。

鉱工業指数は、平成27年を基準の100として比較した数値を表していますが、上のグラフの折れ線のうち、一番下のバツ印をつないだ線が「輸送機械」となりますが、100の赤い線のかなり下方に位置し、今年になってからは下落傾向が続いています。

94ページの下側のグラフは、電気関係のグラフとなりますが、「電子部品」は、今年になってから低下はしたものの、100の赤い線よりも上のレベルで、安定しつつあり、「電気機械」と「情報通信機械」は、いずれも100の赤い線の下方の80あたりにとどまっています。

次に97ページを御覧ください。

業種別の、対前月比の「出荷」の動向が一覧表となっております。

この表の真ん中あたりに、「電子部品・デバイス」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」、「輸送機械工業」が並んでおりますが、一覧表の一番右側の青く色付けされた6月のところを見てみますと、いずれの業種につきましても前月よりも低下となっております。

次に資料の115ページを御覧ください。

山梨中央銀行が発表しております「調査月報」の2020年9月分になります。

次のページ、116ページの下の方を御覧いただきますと、県内経済の動向の「概況」が記載されています。

7月～8月の県内景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いているが、一部に下げ止まりの動きもみられる。生産面においては、機械工業で弱い動きが続いているが一部に堅調さも窺われる。需要面は、設備

投資で慎重姿勢が強まっているほか、個人消費も一部に動きがみられたものの全体としては弱い動きとなっている。」とされており。

さらにその下、下から4行目の「生産」の記載を見てみますと、機械工業の中で、一部堅調さが窺われているのが、半導体製造装置やスマートフォン向け電子部品であることがわかります。

119ページからは県内の主要業界の動向が記載されており、121ページに電気関係が、次の122ページの下に自動車関係が記載されています。

電気関係につきましては、「コンピュータ数値制御装置関連」は横ばい、「産業用電気器具」は、自動車業界向けが軟調に推移、「水晶振動子」は、スマートフォン及び関連機器向けの需要が拡大、「コネクタ・スイッチなど接続部品」は、スマートフォン向け等が底堅く推移している一方、車載向けは前年を下回る水準」と記載されています。

122ページの輸送機械につきましては、まず、右側の生産指数のグラフを御覧いただきますと、点線の折れ線である「全国」では、4月から6月にかけて、回復傾向がみられますが、実線の折れ線である「県内」では下降傾向が続いていることが見て取れます。

グラフの横の記載を見ますと、「自動車部品の受注・生産は、回復のペースが緩やかで、低水準で推移、二輪車部品は、受注・生産に上向きの動きがみられる」とされています。

次に最後となりますが、追加配布資料の17ページを御覧ください。

山梨労働局が10月2日に発表したばかりの「山梨県の労働市場の動き 令和2年8月分」となります。

上の四角で囲まれた部分に概況が記載されていますが、県内の有効求人倍率は0.90倍で、前月に比べて0.03ポイントの低下、新規の求人倍率は1.47倍で、前月に比べて0.11ポイントの上昇、正社員の有効求人倍率は0.63倍で、前年同月に比べて0.28ポイントの低下となっています。

下の右側のグラフを御覧いただきますと、県内の有効求人倍率は、全国よりも低く、また、全国と同様に下降傾向が続いていることがわかります。

その他の詳細の説明は省略いたしますが、県内の雇用情勢につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響は、県内の全産業に大きな影響を与えており、有効求人倍率は8か月連続して低下するなど厳しい状況が続いている」としまして、労働局では、「雇用情勢はさらに厳しさを増している」と5か月ぶりに情勢認識を下方修正いたしましたところです。

審議資料の説明は以上となります。

(鷹野部会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【議 事 (3) 基本的見解の発表及び改正審議】

(鷹野部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次に議題の「(3) 基本的見解の発表及び改正審議」に入ります。まず、労使各側から、金額審議に臨む基本的見解を発表していただきます。最初に、電気関係の労働者側からお願いします。

(小林委員)

それでは、労働者側の基本的見解を述べさせていただきます。

2020年10月6日、電気専門部会委員各位

労働側委員 金額改正にあたっての労働側基本見解

2020年山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金の改正にあたり、労働者側委員の基本的な見解について下記の通り述べさせていただきます。各委員の皆様のご理解をお願いいたします。

記

1 日本経済は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、GDPが-7.9% (2020年9月2次速報)と厳しい状況にあるものの、政府は「月例経済報告」(2020年9月)において、景気の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」としています。

また、日銀が1日に発表した9月の短観では、企業の景況感を示す業況判断指数がマイナス27となり、前回6月調査のマイナス34から7ポイント改善しており、新型コロナウイルスの感染拡大で停滞していた経済活動が徐々に再開し、企業の景況感も悪化に歯止めがかかっています。

一方、県内の雇用状況に目を向けると、2020年9月1日発表の県内有効求人倍率は0.93倍、正社員有効求人倍率は0.64倍となっており全国平均を下回っています。

また、10月1日発表の日本銀行甲府支店の企業短期経済観測調査でも、製造業における業況判断DIはマイナス46と厳しい状況にありますが、全国と比べるとタイムラグが生じており先行きについては改善が期待されるとし

ています。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、社会のデジタル化に対する期待が高まると予想されているなか、第4次産業革命と呼ばれるIoTやビッグデータ、ロボット、人工知能などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれらの技術・社会状況の動向を見極め、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このように経済成長・社会への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待される電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保といった面からも、金額改正の取り組みは必要であると考えます。

- 2 電機産業は山梨県内における主要産業のひとつであり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいてもウエイトが高く、山梨県経済における重要な役割を担っています。

一方で裾野の広い産業構造になっていることもあり産業内の賃金格差が大きい実態にあります。

従って、電機労働者の生活安定と事業の公正競争の確保をはかるうえで、適正水準への改善は必要不可欠であり、電機産業の継続的な発展を支える優秀な人材の確保の面からも、この取り組みが必要であると考えます。

- 3 電機連合は2020年闘争において、開発・設計職基幹労働者賃金を中心に、賃金水準改善として1,000円の引き上げを図りました。
- 4 上記3の取り組みの中で、電機連合各加盟組合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、月額164,000円の水準となりました。

この水準の時間当たり換算額は1,062円程度です。

同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、水準（絶対額）重視により、電機連合加盟組合の企業内最低賃金（1,062円程度）と特定最低賃金（山梨県の電気機械機具等製造業は913円）との格差改善を求めます。

- 5 電機産業の最低賃金は他の製造業に比べ、相対的に低い実態にあり、計画的な格差改善を求めます。

以上です。

（鷹野部会長）

ありがとうございました。

質問等は後ほど一括していただくことにしまして、続いて電気関係の使用者側をお願いします。

(一之瀬委員)

それでは、使用者側の基本的見解を述べさせていただきます。

令和2年10月6日

令和2年度山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の審議に係る使用者側見解

今年度の山梨県電子部品製造業等の最低賃金の審議に臨み、以下に使用者側見解を述べます。

1 はじめに

今年9月24日厚生労働省では、新型コロナウイルスで仕事を失った人は、見込みも含め全国で6万人を超えたと発表しました。

これは、ハローワーク等で把握した人数であるため、実際にはさらに多くの人が仕事を失った可能性もあります。

一方で、今年1月から8月までに休業や廃業した企業は、全国で3万5千社余りとなり、去年の同じ時期に比べ23%増加し、このペースが続くと年間で5万社を上回り、過去最大になる可能性があるかと懸念されています。

こうした新型コロナウイルスの影響が雇用、経済に大きな影響を与える中、今年度の山梨県地域別最低賃金の審議におきましては、雇用維持と事業継続を最優先課題としながら、地域間格差の是正等に配慮し、最低額での引き上げを公労使全会一致で決議いたしました。

当特定最低賃金におきましても同様に、雇用維持、事業継続を最優先に据えた審議をお願いするとともに、公労使の全委員の一致をもって最低賃金額を決定いただきたいと存じます。

2 山梨県の経済および雇用の状況

9月10日に、日本銀行甲府支店より公表された「山梨県金融経済概観」によりますと、「県内景気は、持ち直しの動きもみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、きわめて厳しい状態にある。」とされ、未だ回復の見通しが立たない状況を示しております。

また、県内の中小企業のDI値においては、全体で売上高はマイナス54ポイント、前年比マイナス40、収益状況はマイナス36ポイント、前年比マイナス18、景況感はマイナス58ポイント、前年比マイナス46となっており、いずれの項目も昨年より大幅に悪化しております。

製造業につきましては、売上高マイナス70、前年比マイナス70、収益状況マイナス45、前年比マイナス20、景況感マイナス70、前年比マイナス50と、さらに悪化が顕著になっています。

機械部品加工業の経営者は「7月は昨年同月比マイナス45%の受注となった。月を追うごとに経済状況が悪化し、先行き不透明な状況が続いている。」と、

苦しい実態を吐露しています。

また、小規模事業者においては、「コロナ対策の融資がなければ事業継続自体も危うい状況であり、あと数か月続けば、人員整理か賃金引下げを検討せざるを得ない。」と深刻な状況を訴えています。

こうした経営環境の悪化は、県内の雇用にも重大な影響を与えており、山梨労働局が10月2日に発表した8月の有効求人倍率は0.90倍で、3か月連続で1倍を割り、悪化は8ヶ月連続になっています。

また、感染症の影響で解雇や雇止めとなった労働者は、9月末時点で327人に上り、8月末からの1か月で99人増加したとの発表を行っています。

3 今年度の審議における経営側の基本的見解

以上の通り、新型コロナウイルス感染症は、わが国および県内の雇用、経済に多大な影響を与え、緊急事態宣言解除後は徐々に回復の兆しがみられているものの、未だ予断を許さない状況が続いております。

当審議会の対象となる電気機械工業等の生産指数についても、一部の業種は持ち直しているものの、総体的には減少傾向にあり、今年に入ってから右肩下がりの傾向になっています。

こうした中、県内の大多数を占める中小零細企業は、政府の資金繰り支援策などで当面の経営を維持しているのが実情であり、先行きの見通しによっては、事業継続も危ぶまれる状況にあります。

かつてない未曾有の危機的経済状況にある中では、働く方の生活を守るため、雇用維持が最優先課題です。

そして、これを確保するためには、事業継続が前提になります。

今は、雇用を維持するため、事業者の事業継続意欲を失わせないことが重要です。

当特定最賃においては、これまでの労使の審議、協力により、既にBランクの中でも上位の水準を確保しております。

今年度の審議では、山梨県の電子部品製造業等特定最低賃金額における水準を勘案しながら、雇用維持のための事業継続、特に経営者の継続意欲の維持に配慮し、審議に臨みたいと考えております。

以上です。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

続きまして、自動車関係の労働者側、お願いします。

(杉原委員)

それでは、労働者側の基本的見解を述べさせていただきます。

2020年10月6日 自動車専門部会委員各位
労働側委員

2020年山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金改定に対する労働者側の基本的見解

1 山梨県内の景気、生産動向

日銀甲府支店の9月の発表では、「県内景気は、持ち直しの動きもみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響が続き厳しい状況であるが、足もとでは幾分持ち直しの動きもみられて来ている。20年7月の自動車登録・届出台数は、普通車・小型車、軽乗用車ともに前年を下回り、前年比-13.9%となったが、20年4月は-28.8%、5月は-46.3%、6月は-20.4%と回復してきている。」とされています。

山梨中銀の9月の発表では、「県内景気(7月~8月)は、新型コロナウイルス感染の影響により厳しい状況が続いているが、一部に下げ止まりの動きもみられる。自動車部品の受注・生産は納入先、低水準で推移するものの最悪期は脱した。」とされています。

甲府財務事務所の9月の発表では、「県内景気(7月~9月)は、前回(4月~6月)から大幅改善している。改善理由として、食料品製造業で受注の戻り、自動車向けの部品好調」とされています。

雇用については、7月の求人倍率は1.03で前月の1.08倍から0.05ポイント下降しています。

県外への流出についてですが、2020年高校卒業者等の県外流出率は5.7%となっています。

2 山梨県内の2020年賃上げ結果につきましては、8月5日現在の連合山梨集計で、この表のとおりとなっています。

3 県内の賃金と自動車・同附属品製造業最低賃金時間額918円との水準比較では、

2019年パートタイム労働者の時間額(賃金構造基本統計調査)

女性 製造業 企業規模10人以上 1,127円、差額209円

男性 製造業 企業規模10人以上 1,207円、差額289円

2019年 高卒初任給(賃金構造基本統計調査・製造業)

男子月額182,800円、時間額1,051円、差額133円

女子月額172,300円、時間額991円、差額74円

となっています。

4 金属労協JCMの2020最賃交渉方針

同一企業内における正規労働者と非正規労働者だけでなく、大企業と中小企

業、組織労働者と未組織労働者なども含めた賃金格差を是正し「同一価値労働同一賃金」を基本とした均等・均衡処遇を実現する水準へ引き上げる。

人への投資の観点から、日本の基幹産業である金属産業の「労働の価値」にふさわしい賃金水準を確立するため、底支えの役割を果たす特定最低賃金を引き上げる事をめざす。

地域別産業賃金を上回る水準を確保し、その水準差を維持しつつ、さらに基幹労働者にふさわしい水準への引き上げを図る。少なくとも地域別最低賃金の引き上げ額以上の引き上げを確保する。

以上のとおりの方針としています。

- 5 以上の点から、若者を中心とした有望な労働者の県外流出に歯止めを掛ける事はもちろん、組織労働者との格差是正、当該産業に働く労働者の生活の確保、事業の公正競争確保を図ることからも、今年度の組織労働者の賃上げ結果に準拠した金額の引上げが必要であると考えます。

各委員の皆様のご理解をお願いいたします。

以上です。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

続いて自動車関係の使用者側、お願いします。

(川島委員)

それでは、使用者側の基本的見解を述べさせていただきます。

令和2年山梨県自動車・同付属部品製造の最低賃金審議に関する使用者側の見解、令和2年10月6日

今年度の山梨県自動車・同付属部品製造の最低賃金の審議について、使用者側として以下に見解を述べる。

自動車部品の受注・生産は新型コロナの影響で自動車の需要が落ち込み、経営に大きな影響を受けている。

特に資金力の乏しい中小・零細企業を中心に、新型コロナの影響による倒産は再び増勢に転じている。

政府や自治体の各種支援策などに依存し、経営を維持している企業は少ない。

新型コロナの感染拡大から半年を経過、資金繰り緩和効果も薄まる時期を迎えている。

コロナ前の売上に戻る見込みも不透明で、「新型コロナ」関連破たんは、再び増勢を伺っており、予断を許さない状況が続いている。

方や、昨年来、話題になっている問題として、自動車業界においてもこれまでのエンジン主体の自動車から、「電動化」「自動化」「コネクテッド」「シェアリング」などへと急速に時流は変化し、「100年に一度の大変革期」と自動車メーカー各社が警笛を鳴らす状況を迎えている。

こうした中、各自動車メーカーが競合として意識すべき対象が、各自動車メーカーだけではなく、米国の巨大IT企業「GAF A」などITを主軸としたグループ、ソーラーパネルなども含む新たな発想を加味した電気自動車で自動走行を実現しようとするテスラやLight yearなどの新興勢力などへと急激にシフトしている。

部品業界もこの波により異業種の参入や部品業者の統廃合が進みCASEが進むことで、先ず影響を受けるのは自動車産業自身であると考えられる。

国内外の自動車・自動車部品業において、国内はもとより海外需要の激減により危機感はますます高まっている。

大手製造業でも景況感は底を脱しているとは言え、回復には程遠い状況であり、中小・零細企業にとっても依然として低水準で推移している現状である。

昨年の特定最賃は918円、引き上げ額22円、引き上げ率2.46%、と大幅な賃金上昇率にある。

この上昇率による企業側の負担は大きく、更には、価格競争の激化に拍車がかかった状況を招いている。

山梨県においては、自動車部品の多様化や海外部品の導入やCASEへの進展により、自動車・同付属部品製造業の適用事業所が減少してきており、新型コロナウイルスにより更に減少すると考えられる。

上述の影響により、ますます特定最低賃金制定がない県との競争も激化しており、特定最低賃金適用の当県とは公平感のない状況が作り出されていることをご勘案頂き、特定最賃の審議には慎重な検討と適切な判断を要望する。

以上です。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

双方から基本的見解が発表されましたが、それに対して議論にわたらない範囲で、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(各側委員)

(質問等なし。)

【議 事 (4) その他】

(鷹野部会長)

それでは、次の議事「(4)その他」に入ります。
何かございますか。

(各側委員)
(特になし。)

(鷹野部会長)

それでは、私から、労側、使側それぞれにお願いをしたいと思います。

地賃の際もそうだったのですが、金額審議を効率的に行うために、各側が最初に提示する金額をあらかじめお示しいただきたいと思います。

具体的には、次回開催される、それぞれの専門部会の前日の午後3時頃までに、最初に提示する金額を事務局に連絡いただき、事務局からその日のうち、各委員に連絡してもらいます。

こうすることで、次回の専門部会において、最初に、公益委員が各側から金額の提示を受ける手続きを省くことができ、多少の効率化につながりますし、また、双方があらかじめ、相手方が最初に提示する金額を承知していれば、その後の金額審議も進めやすいかと思しますので、御協力をよろしく申し上げます。

(鷹野部会長)

それでは、続いて事務局からお願いします。

(賃金室長)

本年度の山梨の地域別最低賃金につきましては、+1円の1時間838円となり、10月9日に発効しますが、この最低賃金の周知広報用のポスター及びリーフレット等ができました。

本日の資料とともに、リーフレット及びチラシを皆様のお手元にお配りしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

また、ポスターにつきましては、あちらにも貼ってございます。

これらのポスター及びリーフレットにつきましては、最低賃金の周知のため、関係行政機関、市町村、各種団体、大学、高校等に既に郵送しております。

また、市町村等に対しては、広報文例もお送りして、市町村等が発行している広報誌への掲載依頼も行いました。

さらに、山梨労働局の建物の東側の壁には、最低賃金の懸垂幕も今月から設置しているところです。

今後も引き続き、最低賃金の周知広報に努めて参りますので、委員の皆様

おかれましても、最低賃金の周知への御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、次回の専門部会の日程についてですが、電気の専門部会は、10月15日木曜日午前9時30分から、自動車の専門部会は、10月13日火曜日午後2時から、いずれも山梨労働局の1階大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

金額を事前にお知らせいただく件につきましては、事務局から、メールで改めて御連絡させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(鷹野部会長)

よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、以上をもちまして、本日の第1回合同専門部会を終了します。

なお、本日の議事録の署名は、労働者側は大森委員、使用者側は一之瀬委員にお願いします。

本日はお疲れ様でした。

署 名 欄

公益委員 _____

労働者委員 _____

使用者委員 _____